

(基調報告)

被害者の視点から刑法 39 条・医療観察法を考える

精神障害者の自立支援を考える会

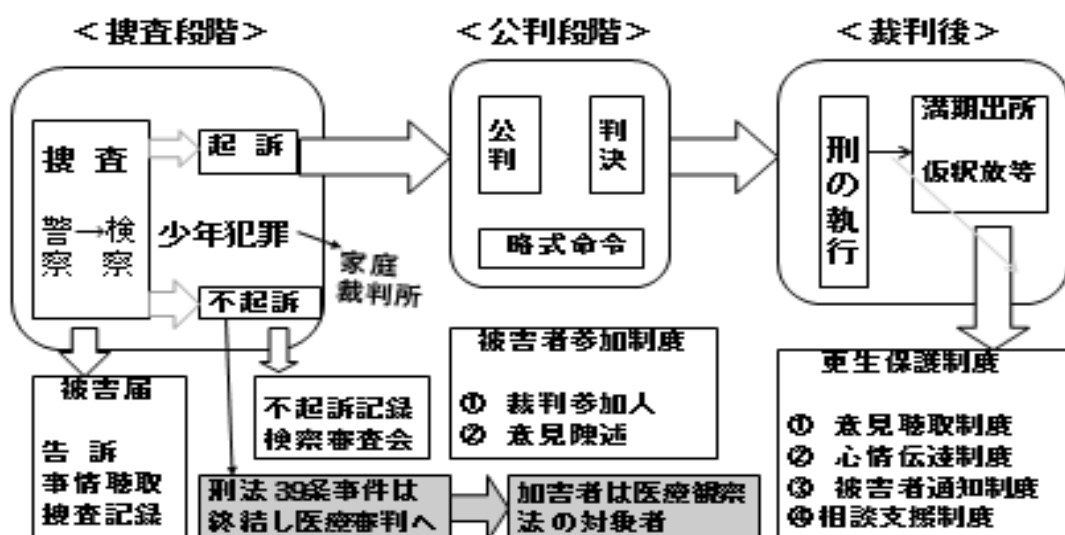
代表 木村 邦弘

はじめに

息子弘宣が精神障害者福祉施設で入居者によって刺殺された事件から 4 年が経過、刑法 39 条により事件は不起訴処分となり、加害者は医療観察法の治療対象者として入院処遇中と推測されます。一方被害者（家族）は、不起訴によって裁判は開かれず、「事件」は終息し、息子はなぜ殺されたのか、加害者は今どこで何をしているのかを知ることができません。この理不尽な扱いに疑問を抱き刑法 39 条事件の被害者に対する法的支援を模索する中で、毎年この問題を考えるシンポジウムを開催し、専門職を中心としたワーキングチームによる検討を重ねてきました。この結果、刑法 39 条事件の被害者に対する法的支援の正当性が検証され、この 1 年間で法務省においても大きな変化が生まれています。

1. 刑法 39 条とは？

司法手続きと犯罪被害者支援の流れ

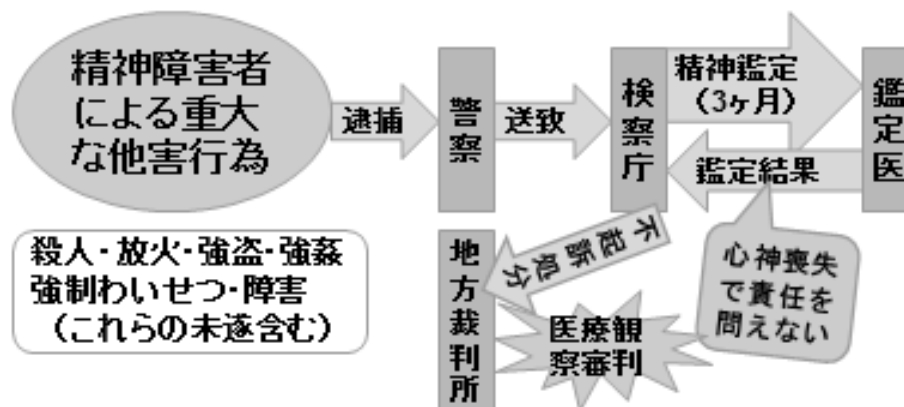


刑法39条とは？

～「心神喪失＝不起訴処分」の司法手続きの流れ

刑法第39条

1. 心身喪失者の行為は罰しない。
2. 心神耗弱者の行為はその刑を減輕する。



加害者が刑法39条で「不起訴処分」になると

1. 「刑事事件」として終結 → 裁判は開かれず「事件」は「事故」扱いとなる
2. 「加害者」は消える → 「加害者」は医療観察法の治療「対象者」となる
3. 「被害者」も消える → 「犯罪被害者等基本法」の権利が行使できない

刑事事件被害者との権利・支援の格差

被害者の権利・支援制度	被害者の権利・支援の内容	刑事	不起訴
被害者参加制度	公判に参加して意見を述べる	○	×
心情等の意見陳述制度	被害や事件についての心情を述べる	○	×
損害賠償命令制度	民事訴訟による損害賠償請求支援	○	×
公判記録の閲覧・コピー	公判中の記録の閲覧・コピー	○	×
被害者等通知制度	事件の処分結果、処遇情報の提供	○	△
犯罪被害給付制度	故意の犯罪による被害への給付金	△	△

2. 刑法 39 条被害者の法的支援の正当性

刑法39条事件被害者の法的支援の正当性

- (1) 刑事司法は、裁判や医療観察法等における加害者の処遇変化に拘わらず、被害者の精神的・身体的被害の回復、刑事手続きにおける被害者の適切な関与の施策拡充、関係機関による被害者支援体制の整備推進等を基本理念に掲げている。
- (2) 従って、犯罪被害者の尊厳に相応しい個人の権利を保障する「犯罪被害者等基本法」は、刑法39条により不起訴となった事件の被害者に対しても適用される。
- (3) 「医療観察法」においても、「審判」(事前協議含む)、「入院処遇」、「通院処遇」の各段階で被害者の参加・関与を機械的に排除せず、対象者の症状改善に資すると判断される場合は考慮されるべきである。

「犯罪被害者等基本法」の理念と施策

<基本理念(第3条)>

- (1) すべての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳に相応しい処遇を保障される権利を有する。
- (2) 犯罪被害者等の施策は、被害を受けた時から、再び平穏な生活を営むまで、途切れることなく必要な支援を講ずる。

<犯罪被害者等の定義(第2条)>

- ・「犯罪等」とは～犯罪及びこれに準ずる心身に有害な行為
- ・「被害者等」とは～犯罪等の被害者及びその家族・遺族

<基本的施策>

- ①相談及び情報の提供(第11条)
- ②損害賠償請求の援助(第12条)
- ③犯罪被害の防止・安全確保(第15条)
- ④刑事手続き参加制度(第18条)
- ⑤保護・捜査・公判等における配慮(第19条)
- ⑥国民理解・調査研究促進、民間団体援助

「医療観察法」における被害者支援のハードル

<医療観察法の目的>

- ×「医療観察法」は、加害者に対する処罰を判断する法律ではなく、対象者の病状改善と社会復帰が目的。

<対象者の人権・個人情報保護への配慮>

- ×医療審判は非公開、精神障害者に必要な配慮（第31条）
- ×事件記録や証拠品の閲覧・謄写の禁止（第32条）

<被害者への配慮>

- ×被害者の申し出があった場合は審判傍聴を許可（第47条）、対象者の氏名・決定期日・理由等を示す審判決定通知書の交付（第48条）
- ×対象者の病状改善、社会復帰に資すると認められる場合、被害者への必要な情報提供を配慮（地域処遇ガイドライン）

「更生保護制度」における犯罪被害者等の支援

犯罪等の加害者が刑務所服役または少年院保護観察処遇の場合、保護観察所を通じて被害者等を支援する制度

①意見聴取制度

加害者の仮釈放・仮退院について地方更生委員会に意見を述べる

②心情伝達制度

保護観察中の加害者に、被害者の心情を伝たえる

③被害者等通知制度

被害者等の申し出により、加害者の仮釈放・退院情報、保護観察状況について地方更生委員会より通知する

④相談・支援制度

保護観察所の被害者支援担当官により被害者の悩み・不安へ対応

3. 刑法 39 条事件被害者の法的支援をめざして

39条不起訴事件被害者の法的支援をめざして

法務大臣への要請書(要旨)

法務大臣
上川 陽子 様

平成29年8月4日
精神障害者の自立支援を考える会
代表 木村 邦弘

刑法39条事件の被害者に対する法的支援施策の具体化に関する要請

この度の貴職の法務大臣就任を歓迎するとともに、標記の件についてご検討頂こう要請致します。私の息子は平成26年年2月に精神障害者の福祉施設で社会復帰支援対象者によって刺殺されました。加害者は精神鑑定により不起訴処分となり、公判は開かれず「医療観察法」の入院処遇となりました。結果、「犯罪被害者等基本法」に定められた被害者の法的支援の対象から排除され、事実上情報が遮断されました。これは犯罪被害者の尊厳と権利を著しく制限するものであり、貴職の下で適切な措置を講じて頂こう要請するものです。

刑事局・保護局の聴取懇談における要望

上川法相への要請を受けて、法務省刑事局・保護局による異例の聴取が二度に渡り札幌で開催されました。(平成30年1月・6月)

<基本的な要望内容>

- (1) 刑法39条不起訴事件の被害者は、「犯罪被害者等基本法」を根拠として、「医療観察法」においても被害に相応しい尊厳と人権回復のための法的支援・救済が図られるべきである。
- (2) 当会は、刑法39条の是非について論じていない。医療観察法についても必要性を評価し、被害者支援の運用改善を要望。
- (3) 本件は「医療審判結果通知書」により「刑法199条殺人」として犯罪認定されており、国による法的救済を図るべき。

<今後の対応要望>

- (1) 法務大臣の下に、関係官庁・有識者・犯罪被害者等による包括的な検討会を設置すること。
- (2) 法務大臣の定例記者会見等を通じて、国民・メディアに対して論議・検討状況を公表し理解促進を図る。

だれもが安心して暮らせる共生社会へ
～加害者と被害者の相互理解が解決の道

- ◎被害者支援と加害者支援は「対立」から「相互理解」へ
- ×精神障害者による不起訴事件の被害者の法的権利回復が、加害者の権利を侵害するとの懸念は誤解で、対等平等の関係の下での「相互理解」が加害者の真の更生と、事件の解決・再発防止への道
 - ×同様に被害者感情から加害者への厳罰を求める行動や精神障害者の自立支援に対する管理強化は誰もが安心して暮らせる「共生社会」の実現に逆行する

- ◎被害者の法的権利回復へご支援・ご協力を！
- ×刑法39条、医療観察法に関わる被害者の法的権利回復の実現には医療・福祉・行政の専門職の皆さんの認識共有と市民の理解が重要
 - ×とりわけ、「犯罪被害者等基本法」の制定に尽力し、この分野に見識の深い現法務大臣の就任中の今がチャンスで皆様のご支援・協力を！



ご静聴ありがとうございました！

